

越前市環境基本計画改定支援業務に係る仕様書

越前市環境農林部環境政策課

1 趣旨

本市では、越前市環境基本条例(平成17年越前市条例第125号)第8条に基づき、令和4年3月に越前市環境基本計画(以下、「現行計画」という。)を改定したが、現行計画の計画期間が令和8年度をもって満了となるため、現行計画を改定する必要がある。

本業務は、現行計画を基にこれまでの取組みの検証を行うとともに、特にカーボンニュートラルの実現に関する国内外の動向や本市の特性を踏まえた見直しを行うものとなる。そのために、環境基礎調査や市民及び事業者に向けたアンケートを実施し、本市の環境状況や意識の変化を十分把握した上で、今後の課題を抽出し、現行計画の達成状況も踏まえて、越前市の取組の方向性や行動指針を明らかにしていくとともに、それを実現するための施策を検討し、今後の越前市の環境行政の基本となるよう現行計画を改定するものである。

改定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)を内包することとする。

2 件名

越前市環境基本計画改定支援業務

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日(火)まで

4 改定方針

- ・脱炭素社会やカーボンニュートラルの実現、良好な地球環境の維持等、現行計画策定以降、新たに求められている環境課題や社会動向を踏まえ、現行計画の「基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり」を中心に改定を行う。
- ・本市が脱炭素社会の実現に向けて国の重点対策加速化事業を活用し推進している施策について、当該事業の趣旨や委託者の意向を十分に理解した上で改定を行う。
- ・上記以外についても本市の現時点での環境特性等を整理し、必要に応じて改定を行う。

5 計画期間

令和9年度から令和12年度までの4年間とする。

6 委託業務内容

(1) 基本的事項の検討

計画における基本的な事項(計画の背景・目的・位置付け・構成等)について、国や県、本市の政策、社会的動向を踏まえて必要に応じて見直しを行う。

(2) 基礎調査の実施

現行計画の「基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり」を中心とした改定に係る以下の基礎調査を実施する。

①現況調査

現行計画を基に市内全域について、温室効果ガス排出量や自然環境、生活環境、社会環境等の環境資源に関する資料や情報等の更新を行うとともに、各種資料に基づいて市域の環境特性の把握・分析を行う。

②現行施策事業等の進捗状況評価

現行計画の指標や環境施策事業等の進捗状況を評価する。

③住民意識調査の実施

現行計画策定時のアンケートを基に、市民及び事業者を対象に市の環境に関する意識や環境に配慮した取組の実施状況や意識の変化を把握するための意識調査（WEB または郵送）を実施する（封筒購入費・郵送料等は委託料に含む）。対象は、市民1,000名、市内事業者200社とする。

ア 調査票の設計補助

現行計画策定時のアンケートを基に、必要に応じて市民・事業者用の調査項目を修正・とりまとめる。

イ 調査票の印刷・発送

確定した調査票を発送する。

なお、調査票は委託者が印刷する。また、アンケート対象者については、委託者が対象者を抽出、宛名ラベルに印刷し、受託者に支給する。

ウ 調査結果の集計・分析

アンケート結果を集計し、分析結果をまとめる。

④課題の把握、整理

上述①～③を踏まえ、計画に反映すべき課題や方向性を整理する。

(3) 計画の目標の見直し

現行計画及び上述(1)(2)を踏まえ、基本目標、施策の展開等について、必要に応じて見直しを行う。

また、併せて地方公共団体実行計画（区域施策編）としての目標や各基本目標の環境指標の見直しを行う。なお、環境指標については委託者と協議の上、項目や目標値の見直しを行う。

(4) 分野別の取組みの見直し

基礎調査結果及び整理された課題等をふまえて、「基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり」の施策、重点的取組みを中心に必要に応じて文言や構成の見直しを行う。なお、施策、重点的取組みの見直しについては内容の提案・助言を行う。

(5) 市民・事業者の取組内容の見直し

(4)を踏まえ、必要に応じて行動主体別（市民、事業者、市等）の取組内容の見直しを行う。

- (6) 計画素案の作成及び計画のとりまとめ
各項目で整理した内容及び現行計画を基に計画書素案を作成し、各種会議等を経て最終的な計画のとりまとめを行う。また、市民への普及啓発のため、見やすさや分かり易さを重視した概要版(A3版1枚)を作成する。
- (7) パブリック・コメントへの対応
提出された意見について委託者に助言を行う。
- (8) 審議会対応
計画内容の検討にあたっては、各主体からの意見を反映するために開催される環境審議会(3回)に出席し、必要に応じて説明を行う。
- (9) 委託者協議
本業務遂行にあたり、着手時、中間、納品時等に委託者と適宜打合せ・協議を行うものとする。また、打合せ協議ごとに記録を作成し、速やかに委託者に提出した上で、委託者の承認を得るものとする。

7 スケジュール

令和8年7月 計画骨子(案)、アンケート内容(案)作成
 令和8年7～8月 第1回環境審議会
 令和8年8～9月 市民・事業者アンケート実施
 令和8年11月 計画素案作成、第2回環境審議会
 令和8年12月 パブリック・コメント実施
 令和9年1月 計画(案)作成、第3回環境審議会
 令和9年3月 完成

8 成果品

越前市環境基本計画	…データ一式
上記に関連する資料及び図面等データ	…一式
打合せ記録、会議資料、議事録	…一式
上記電子データ	…CD-R

※提出データについては、ワード等編集が可能なファイル形式が望ましい

9 その他

- (1) 計画改定全般に係る助言等の支援
現行計画の「基本方針1 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり」以外の改定について、委託者から助言等を求められた場合は誠実に対応すること。
- (2) 関係法令等の遵守
受託者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしたり、その他の目的に使用したりしてはならない。これは、この契約が終了又は解除された後も同様とする。

(4) 成果品の知的財産権等

成果品の所有権及び著作権等の知的財産権は業務完了後、委託者に移転するものとする。

(5) 疑義

業務遂行上で疑義が生じた場合、又は仕様書に明記されていない事項については速やかに委託者と協議の上で決定し、これを行うものとする。